

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則

今回及び次回で、繊維及び繊維製品（第50類～第63類）を取り上げます。

第4章 繊維（HS第50類～第60類）

繊維・繊維製品は、HS分類に従って第50類から第63類までの物品とすることが一般的ですが、米国では繊維を使用したバッグ等の製品の一部又は全部に繊維を使用した物品も繊維製品に含めます。商品学の常識からすると、バッグは構成素材の如何にかかわらずバッグとなるのですが、米国では繊維分野のセンシティブティを反映したルール設定となっています。一方、EUではHSの構造に従って第50類から第63類までを繊維・繊維製品としており、我が国では品目別規則が存在しないことから特段の定義付けも必要としません。

本稿では、一般の例にならって第50類から第60類までの物品を繊維として、狭義の繊維（fibre）、糸（yarn）及び布（fabric）を取り上げ、次回に第61類から第63類までの衣類等の製品及び米国で繊維製品扱いされているその他の類に分類される物品を取り上げます。

1. 米国の繊維分野における非特惠原産地

（1）繊維・繊維製品に適用される米国非特惠原産地規則

連邦規則集第19巻第102.0条（適用範囲）はメキシコ又はカナダから輸入される物品に係るNAFTAマーキングルールの適用範囲を規定していますが、繊維・繊維製品については例外とされ、メキシコ又はカナダから繊維・繊維製品が輸入されたとしても同ルールが適用されないことが明記されています。

一方、メキシコ又はカナダ以外の国から輸入される物品に対して適用される「実質的変更」の概念規定も繊維・繊維製品分野においては適用されません。

すなわち、イスラエル以外の国から輸入される繊維・繊維製品に対しては、制定法としての繊維ルール（連邦規則集第19巻第102.21条）が適用されます（繊維・繊維製品に係る一連の根拠法令は、以下の合衆国法典及びその執行のための連邦規則に規定されています。）。

《合衆国法典第7編第1854条》

《合衆国法典第19編第3592条》

《連邦規則集第19巻第12.130条（多角的繊維協定(MFA)関連）》失効

《連邦規則集第19巻第102章第102.0条（原産地規則）》

第102.20条（関税分類ごとの個別規則）

第102.21条（繊維及び衣類）

第102.22条（イスラエルの繊維及び衣類に適用される原産地規則）

第102.25条（北米自由貿易協定の下での繊維又は衣類）

(2) イスラエル以外の国から輸入される繊維(第50類から第60類まで)に適用される原産地規則

イスラエル以外の諸外国（メキシコ、カナダを含む）から輸入される繊維に適用される①関連条文及び②品目別規則は、

- ① 原産国決定方法を番号順に上から適用していくカスケード方式が採用される一般規定と、
- ② HS をベースとした関税分類変更基準に加工工程基準を加えたリスト形式の品目別規則によって構成されており、「実質的変更」の概念を判断するその他の品目分野に比較して、原産国決定が容易に行えるようになっています。以下に筆者による仮訳を掲載します。

第 102.21 条 繊維及び繊維製品

(a) 適用可能性

物品がイスラエルを起源とするものであるか、又はイスラエルの生成物、生産物若しくは製造物であるかを決定する目的、並びに制定法に別段の定めがある場合を除き、本項の規定は、関税法及び数量制限の管理の目的で輸入される繊維及び繊維製品の原産国の決定を規律する。本条の既定は、1996年7月1日以降に国内消費のために輸入され、又は倉庫から引き取られた物品に対して適用される。

(b) 定義

以下の用語は、本条で使用される場合においては記載された内容を意味する。

- (1) 原産国 「原産国」は、物品が起源を有する、又は育成し、生産され若しくは製造された国、領域若しくは属領をいう。
- (2) 布の生産工程 「布の生産工程」は、ポリマー、繊維、短繊維（ストリップを含む）、糸、ひも、縄、ロープ、又は布切れから始まり、繊維の布として完結する製造作業をいう。
- (3) 特定形状への編上げ 「特定形状への編上げ」は、外側の表面積の50以上が主要な部分品から構成され、当該部分品がメリヤス編み又はクロセ編みによって当該物品に使用される特定の形状に直接、編上げられるものに適用される（パッチポケット、アップリケ等については考慮しない。）。これらの主要な部分品の些細な切断、トリミング又は縫い合わせは、物品が「特定形状への編上げ」が行われたか否かの決定に影響を与えない。
- (4) 主要な部分品 「主要な部分品」は、物品の不可分なコンポーネンツであって、襟、袖口、ウエストバンド、ブラケット、ポケット、裏地、パッド、トリム、アクセサリ又は類似の部分品を含まない。
- (5) 繊維又は衣類 「繊維又は衣類」は、米国関税率表の第50類から第63類までに分類される物品及び以下の米国関税率表の項又は号に分類される物品をいう。

- 3005.90
- 3921.12.15、3921.13.15、3921.90.2550
- 4202.12.40-80、4202.22.40-80、4202.32.40-95、4202.92.04-08、4202.92.15-30、4202.92.60-90
- 6405.20.60

- 6406.10.77、6406.10.90、6406.99.15
- 6501
- 6502
- 6504
- 6505.90
- 6601.10-99
- 7019.19.15、7019.19.28、7019.40-59
- 8708.21
- 8804
- 9113.90.40
- 9404.90
- 9612.10.9010

(6) 完全に組み立てられた物品に関連して使用される「完全に組み立てられた」とは、すべてのコンポーネントが一の国、領域又は属領において最終的な物品に組み合わされることをいい、コンポーネントのうち少なくとも2つは最終的な物品に認められるものと基本的に同じ状態で存在していなければならない。物品の特性に目に見える形で影響を与えない些細な取付け及び些細な装飾（例えば、アップリケ、ビーズ、スパングル、刺繍、ボタン）は、一の国、領域又は属領において「完全に組み立てられた」物品の資格に影響を及ぼすことはない。

(c) 一般規則

本条(d)に従い、繊維又は衣類の原産国は、本条(c)の(1)から(5)までの規定を番号順に適用することによって決定され、特定の文脈が妥当するそれぞれの場合には、本節第 102.12 条から第 102.19 条に規定される追加要件又は条件を適用する。

- (1) 繊維又は衣類の原産国は、当該物品が完全に得られ又は生産された一の国、領域又は属領である。
- (2) 繊維又は衣類の原産国が本条(c)(1)で決定できない場合、当該物品の原産国は、その物品に組み込まれた外国製の材料が適用される関税分類変更を生じた、かつ/又は本条(e)で当該物品のために規定されたその他の要件を満たす一の国、領域又は属領とする。
- (3) 繊維又は衣類の原産国が本条(c)(1)又は(2)で決定できない場合、
 - (i) 物品が特定の形状に編み上げられた場合、当該物品の原産国は当該物品が編み上げられた一の国、領域又は属領とする。
 - (ii) 第 59 類の布、第 56.09 項、第 58.07 項、第 58.11 項、第 62.13 項、第 62.14 項、第 63.01 項から第 63.06 項まで、第 63.08 項、及び国内細分第 6209.20.5040、第 6307.10 号、第 6307.90 号及び第 9404.90 号の物品を除き、物品が特定の形状に編み上げられたものでなく、一の国、領域又は属領で完全に組み立てられた場合、当該物品の原産国は当該物品が完全に組み立てられた一の国、領域又は属領とする。

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

(4) 繊維又は衣類の原産国が本条(c)(1)、(2)又は(3)で決定できない場合、当該物品の原産国は最も重要な組立て又は製造工程が行われた一の国、領域又は属領とする。

(5) 繊維又は衣類の原産国が本条(c)(1)、(2)、(3)又は(4)で決定できない場合、当該物品の原産国は重要な組立て又は製造工程が行われた最後の国、領域又は属領とする。

(d) セットの取扱い

米国関税率表においてセットとして分類される物品が一又は複数の繊維又は衣類を構成物品に含まれ、本条(c)によって当該セットのすべての構成物品に対して一の原産国が決定されない場合、繊維又は衣類である当該セットの各構成物品の原産国は本条(c)によって個別に決定される。

(e) 関税分類による特別ルール

(1) 以下の規則は、本条(c)(2)により繊維又は衣類の原産国を決定するために適用される。

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
第 50 類	(略)
5101-5103	第 51.01 項から第 51.03 項の物品への他の類の物品からの変更
5104	本項の物品への他の項の物品からの変更
5105	本項の物品への他の類の物品からの変更
5106-5110	第 51.06 項から第 51.10 項までの物品への他の項のグループ外の物品からの変更。ただし、紡績加工を経たものに限る。
5111-5113	第 51.11 項から第 51.13 項までの物品への他の項のグループ外の物品からの変更。ただし、布の生産工程を経たものに限る。
5201	本項の物品への他の類の物品からの変更
5202	第 52.02 項の物品への他の項の物品からの変更。ただし、ガーネットしたものに限る。第 52.02 項の物品への変更がガーネットしたものでない場合、当該物品の原産国は当該物品が廃品となる以前の原産国とする。
5203	本項の物品への他の類の物品からの変更
5204-5207	第 52.04 項から第 52.07 項までの物品への他の項のグループ外の物品からの変更。ただし、紡績加工を経たものに限る。
5208-5212	(1) 第 52.08 項から第 52.12 項までの生機から第 52.08 項から第 52.12 項までの仕上げられた布への捺染及び浸染の両方による変更（ただし、次の 2 以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう（デカタイジング）、恒久的ステイ

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	ップニング、 ウェイティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ)。又は、
	(2) 上記 (1) で原産国が決定できない場合、第 52.08 項から第 52.12 項までの物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
第 53 類	(略)
5401-5406	第 54.01 項から第 54.06 項の物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が押し出し工程を経たものに限る。
5407-5408	(1) 第 54.07 項から第 54.08 項までの生機から第 54.07 項から第 54.08 項までの仕上げられた布への捺染及び浸染の両方による変更 (ただし、次の 2 以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう (デカタイジング)、恒久的ステイップニング、 ウェイティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ)。又は、
	(2) 上記 (1) で原産国が決定できない場合、第 54.07 項から第 54.08 項までの物品への他の項のグループ外の物品からの変更。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
5501-5502	第 55.01 項から第 55.02 項の物品への他の類の物品からの変更。ただし、当該変更が押し出し工程を経たものに限る。
5503-5504	第 55.03 項から第 55.04 項までの物品へのその他の類の物品からの変更。ただし、第 54 類の物品からの変更を除く。
5505	本項の物品への他の項の物品からの変更。ただし、ガーネットしたものに限る。 本項の物品への変更がガーネットしたものでない場合、当該物品の原産国は当該物品が廃品となる以前の原産国とする。
5506-5507	第 55.06 項から第 55.07 項の物品への他の類の物品からの変更。ただし、第 54 類の物品からの変更を除く。
5508-5511	第 55.08 項から第 55.11 項までの物品への他の項のグループ外の物品からの変更。ただし、紡績加工を経たものに限る。
5512-5516	(1) 第 55.12 項から第 55.16 項までの生機から第 55.12 項から第 55.16 項の仕上げられた布への捺染及び浸染の両方による変更 (ただし、次の 2 以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう (デカタイジング)、恒久的ステイップニング、 ウェイティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ)。又は、
	(2) 上記 (1) で原産国が決定できない場合、第 55.12 項から第 55.16 項までの物品への他

JUSTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	<p>の項のグループ外の物品からの変更。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。</p>
第56類～第58類	(略)
5901-5903	<p>(1) 羊毛又は織獣毛の布を除き、第59.01項から第59.03項までのグレー布から第59.01項から第59.03項までの仕上げられた布への捺染及び浸染の双方による変更（ただし、次の2以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう（デカタイジング）、恒久的スティッフニング、ウェィティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ）。又は、</p>
	<p>(2) 上記(1)で原産国が決定できない場合、第59.01項から第59.03項までの物品への他の項の物品（グループ内の項の物品を含む）からの変更。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項まで、第52.08項から第52.12項まで、第53.09項から第53.11項まで、第54.07項から第54.08項まで、第55.12項から第55.16項まで、第58.03項、第58.06項、第58.08項、第60.02項から第60.06項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。</p>
5904	<p>(1) 積層加工によって完全に組み立てられた物品の場合、本項の部品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が、物品が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。</p>
	<p>(2) その他の物品の場合、当該物品の原産国は第102.21条(c)(4)の適用によって決定される。原産国が同条によって決定できない場合には、第102.21条(c)(5)の適用によって決定する。</p>
5905	<p>(1) 壁面被覆材で羊毛又は織獣毛の布から構成され、裏面が加工され又は素材にかかわらず裏地が取り付けられている場合、本項のグレー布の壁面被覆材から本項の仕上げられた壁面被覆材への捺染及び浸染の双方による変更（ただし、次の2以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう（デカタイジング）、恒久的スティッフニング、ウェィティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ）。又は、</p>
	<p>(2) 上記(1)で原産国が決定できない場合、本号の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項まで、第52.08項から第52.12項まで、第53.09項から第53.11項まで、第54.07項から第54.08項まで、第55.12項から第55.16項まで、第56.03項、第58.03項、第58.06項、第58.08項、第60.02項から第60.06項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。</p>
5906-5907	<p>(1) 羊毛又は織獣毛の布を除き、第59.06項から第59.07項までのグレー布から第59.06</p>

JUSTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	<p>項から第 59.07 項までの仕上げられた布への捺染及び浸染の双方による変更（ただし、次の 2 以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう（デカタイジング）、恒久的ステイッフニング、ウェイティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ）。又は、</p>
	<p>(2) 上記(1)で原産国が決定できない場合、第 59.06 項から第 59.07 項までの物品への他の類の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 58.03 項、第 58.06 項、第 58.08 項、第 60.02 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。</p>
5908	<p>(1) 糸、ひも、コード、組みひもを除き、本項の物品への他の項の部品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 58.01 項から第 58.02 項まで、第 58.06 項、第 58.08 項、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除く。</p>
	<p>(2) 糸、ひも、コード、組みひもの場合、</p>
	<p>(a) 当該物品がストリップを含む連続フィラメントである場合、本項の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.01 項から第 50.07 項まで、第 54.01 項から第 54.06 項まで、第 55.01 項から第 55.02 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が押し出し工程を経たものに限る。又は、</p>
	<p>(b) 短繊維である場合、本項の物品への他の項の物品から変更。ただし、第 51.06 項から第 51.10 項まで、第 52.04 項から第 52.07 項まで、第 53.06 項から第 53.08 項まで、第 55.08 項から第 55.11 項まで、第 56.05 項から第 56.07 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が紡績加工を経たものに限る。</p>
5909	<p>本項の物品への他の類の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.03 項、第 58.01 項から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 58.08 項、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該物品が紡織用繊維以外の材料を使用した補強又は附属品を含まず、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。又は、</p>
	<p>本項の紡織用繊維製のホースで、紡織用繊維以外の材料を使用した補強又は附属品を含むものへの他の項の物品からの変更（第 59.09 項の他の物品からの変更を含む。）。ただし、当該変更が、物品が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限</p>

JUSTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	る。
5910	(1) 組みひも、綱又はコードのベルト及びベルチングの場合、
	(a) 当該物品がストリップを含む連続フィラメントである場合、本項のストリップを含むフィラメントへの他の項の物品からの変更。ただし、第 50.01 項から第 50.06 項まで、第 54.01 項から第 54.06 項まで、第 55.01 項から第 55.02 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が押し出し工程を経たものに限る。又は、
	(b) 当該物品が短繊維である場合、本項の短繊維への他の項の物品から変更。ただし、第 51.06 項から第 51.10 項まで、第 52.04 項から第 52.07 項まで、第 53.06 項から第 53.08 項まで、第 55.08 項から第 55.11 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が紡績加工を経たものに限る。
	(2) 布のベルチング及びベルトで、組みひものものではなく、紡織用繊維製のコンポーネンツと組み合わされていない（金属又は他の材料によって補強されているか否かを問わない）場合、本項の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 58.08 項から第 58.09 項まで、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該物品が紡織用繊維以外の材料を使用した補強又は附属品を含まず、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
	(3) 布のベルトで、組まれた材料のベルトで、紡織用繊維製のコンポーネンツと組み合わされている（金属又は他の材料によって補強されているか否かを問わない）場合、第 59.10 項の物品への他の項の物品（第 59.10 項の他の物品を含む。）からの変更。ただし、当該変更が、物品が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
5911.10-5911.20	(1) 羊毛製又は織獣毛製の布を除き、第 5911.10 号から第 5911.20 号までのグレージ布から第 5911.10 号から第 5911.20 号までの仕上げられた布への捺染及び浸染の双方による変更（ただし、次の 2 以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう（デカタイジング）、恒久的ステイフニング、ウェイティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ）。又は、
	(2) 上記(1)で原産国が決定できない場合、第 5911.10 号から第 5911.20 号までの物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項

JUSTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	<p>から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。</p>
5911.31-5911.32	<p>(1)(a) 羊毛製又は織獣毛製の布を除き、第 5911.31 号から第 5911.32 号までのグレージ布から第 5911.31 号から第 5911.32 号までの仕上げられた布への捺染及び浸染の双方による変更（ただし、次の 2 以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう（デカタイジング）、恒久的ステイッフニング、ウェイティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ）。又は、</p>
	<p>(1)(b) 上記(1)で原産国が決定できない場合、紡織用繊維製のコンポーネントと組み合わされていない物品に対しては、第 5911.31 号から第 5911.32 号までの物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。</p>
	<p>(2) 紡織用繊維製のコンポーネントと組み合わされる物品に対しては、第 5911.31 号から第 5911.32 号までの物品への他の項の物品からの変更。ただし、当該変更が、物品が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。</p>
5911.40	<p>(1) 羊毛製又は織獣毛製の布を除き、第 5911.40 号のグレージ布から第 5911.40 号の仕上げられた布への捺染及び浸染の双方による変更（ただし、次の 2 以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう（デカタイジング）、恒久的ステイッフニング、ウェイティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ）。又は、</p>
	<p>(2) 上記(1)で原産国が決定できない場合、第 5911.40 号の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。</p>
5911.90	<p>(1) 糸、ひも、コード、組みひもの場合、</p>
	<p>(a) 当該物品が第 5911.90 号のストリップを含む連続フィラメントである場合、第 5911.90 号のストリップを含む連続フィラメントへの他の項の物品からの変更。ただし、第 50.01 項から第 50.06 項まで、第 54.01 項から第 54.06 項まで、第 55.01 項から第 55.02 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が押し出し工程を経たものに限る。又は、</p>

JUSTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

米国関税率表番号	関税分類変更基準 及び/又は その他の要件
	(b) 当該物品が短繊維である場合、第 5911.90 号の短繊維への他の項の物品から変更。ただし、第 51.06 項から第 51.10 項まで、第 52.04 項から第 52.07 項まで、第 53.06 項から第 53.08 項まで、第 55.08 項から第 55.11 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が紡績加工を経たものに限る。
	(2)(a) 物品が羊毛又は織獣毛の布以外の布である場合、第 5911.90 号のグレージ布から第 5911.90 号の仕上げられた布への捺染及び浸染の双方による変更（ただし、次の 2 以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう（デカタイジング）、恒久的スティッフニング、ウェイティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ）。又は、
	(2)(b) 上記(2)(a)で原産国が決定できない場合、物品が布であれば、第 5911.90 号の物品への他の項の物品からの変更。ただし、第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項まで、第 52.08 項から第 52.12 項まで、第 53.09 項から第 53.11 項まで、第 54.07 項から第 54.08 項まで、第 55.12 項から第 55.16 項まで、第 56.02 項から第 56.03 項まで、第 58.01 項から第 58.04 項まで、第 58.06 項、第 58.09 項、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品からの変更を除き、かつ、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。
	(3) 物品が糸、綱、コード又は組みひもの製品以外の製品である場合、第 5911.90 号の物品への他の項の物品（第 59.11 項の他の物品を含む。）からの変更。ただし、当該変更が、物品が一の国、領域又は属領において完全に組み立てられた結果である場合に限る。
6001-6006	(1) 羊毛又は織獣毛の布を除き、第 60.01 項から第 60.06 項までのグレージ布から第 60.01 項から第 60.06 項までの仕上げられた布への捺染及び浸染の双方による変更（ただし、次の 2 以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう（デカタイジング）、恒久的スティッフニング、ウェイティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ）。又は、
	(2) 上記(1)で原産国が決定できない場合、第 60.01 項から第 60.06 項までの物品へのグループ外の項の物品からの変更。ただし、当該変更が布の生産工程の結果である場合に限る。

第 102.22 条（イスラエルの繊維及び衣類に適用される原産地規則）

（略）

第 102.25 条（北米自由貿易協定の下での繊維又は衣類）

NAFTA 附属書 300-B の付録 6.B の TPL (tariff preference level) 規定の対象となる非原産の繊維又は衣類に関連する関税上の特惠待遇の要求、及び米国関税率表第 11 部の追加米国注釈 3 から 6 に関連し、輸入者は、適格証明書又は当該産品に係る同等の電子情報を米国税関に提出する必要がある。当該適格

証明書又は同等な電子情報は、カナダ又はメキシコ政府の認定職員によって適切に記載され、署名され、本章第 181.21 条に基づく関税上の特惠待遇の要求を行う際に米国税関に対して提出されなければならない。センター所長が当該物品の原産国を決定できない場合、彼らは NAFTA 協定に基づき得ることができたであろう関税上の特惠待遇又はその他の利益を享受することができない。

【米国繊維ルールの特徴】

品目別規則を順に追っていくと、米国繊維ルールには数種類のパターンがあり、それぞれの製品分野において一貫して適用されていることが分かります。

① 繊維の生産

未加工の繊維：類変更（完全生産品又は非原産の動植物・化学品等の粗原料からの生産）

② 糸の生産

動物性繊維の糸：繊維からの紡績加工

植物性繊維の糸：繊維からの紡績加工

人造長繊維の糸：押出し工程

人造短繊維の糸：紡績加工

③ 布の生産

糸から布：製織加工

④ 捺染・浸染

布から布：捺染及び浸染の両方による変更（ただし、次の 2 以上の仕上工程を伴う場合に限る：漂白、圧縮収縮仕上げ、縮絨、起毛、蒸じゅう（デカタイジング）、恒久的スティブニング、ウエイティング、恒久的エンボッシング又はモアレ仕上げ）

糸から糸 → 糸の捺染・浸染は、実質的変更として認めない。

捺染又は浸染のみの加工 → どちらか一方のみの加工は、実質的変更として認めない。

2. EU の繊維分野における非特惠原産地

EU は 2015 年 7 月 28 日付、委員会委任規則(EU) 2015/2446 の附属書 22-01 に法的拘束力のある品目別規則を規定し、品目別規則が規定されない品目には拘束力のない調和非特惠原産地規則 EU 提案が適用されます。本章で考察する第 50 類から第 60 類までの品目においては、全品目に法的拘束力のある品目別規則が適用されます。

以下に、筆者による品目別規則仮訳を掲載します。

≪委員会委任規則(EU) 2015/2446 の附属書 22-01≫

説明注釈及び非特惠原産資格を付与する実質的な加工及び作業の表

説明注釈

1. 定義

1.4. 完全に製品にすること

本表で使用される「完全に製品にすること」とは、布の切断又は特定の形状へのメリヤス編み若しくはクロセ編みに続くすべての作業が行われることをいう。しかしながら、製品にすることは仕上げ作業の一又は二以上が行われなかったことで不完全であるとされることはない。

第11部 紡織用繊維及びその製品

第50類 絹及び絹織物

類注： サーマプリントは、原産性を付与するためには転写紙の捺染を伴うものでなければならない。

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
第50類	絹及び絹織物	(略)

第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

類注： サーマプリントは、原産性を付与するためには転写紙の捺染を伴うものでなければならない。

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5101	羊毛（カードし又はコムしたものを除く。）	スプリット項に記載
ex 5101 (a)	- 脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）	CTH
ex 5101 (b)	- 脂を除いたもの（化炭処理をしていないものに限る。）	脂付きの羊毛（フリースウォッシュしたものを含む。）からの製造。ただし、当該材料の価額が物品の工場渡し価額の50%を超えないこと
ex 5101 (c)	- 化炭処理をしたもの	脂を除いた羊毛（化炭処理をしていないものに限る。）からの製造。ただし、当該材料の価額が物品の工場渡し価額の50%を超えないこと
5102	織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたものを除く。）	CTH

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5103	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	スプリット項に記載
ex 5103 (a)	化炭処理をしたもの	化炭処理をしていないくずからの製造。ただし、当該材料の価額が物品の工場渡し価額の50%を超えないこと
ex 5103 (b)	その他	CTH
5104	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	CTH
5105	羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	CTH
5106	紡糸糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コーム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コーム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5107	梳（そ）糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コーム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コーム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
		<p>又は 漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5108	<p>紡毛糸及び梳（そ）毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>以下の材料からの製造： - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの</p> <p>又は 漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5109	<p>羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）</p>	<p>以下の材料からの製造： - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの</p> <p>又は 漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5110	<p>粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小</p>	<p>以下の材料からの製造： - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの</p>

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
	売用にしたものであるかないかを問わない。）	<ul style="list-style-type: none"> - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの 又は 漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと
5111	紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5112	梳（そ）毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5113	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの

第52類 綿及び綿織物

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5201	実綿及び繰綿（カードし又はコムしたものを除く。）	スプリット項に記載
ex 5201 (a)	漂白されたもの	原綿からの製造。ただし、当該材料の価額が物品の工場渡し価額の50%を超えないこと

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
ex 5201 (b)	その他	CTH
5202	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	CTH
5203	綿（カードし又はコムしたものに限り。）	CTH
5204	綿製の縫糸（小売用にしたものであるか否かを問わない。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5205	綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限りとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5206	綿糸（綿の重量が全重量の 85%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の 48%を超えないこと</p>
5207	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の 48%を超えないこと</p>
5208	綿織物（綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が1平方メートルにつき 200 グラム以下のものに限る。）	<p>糸からの製造</p> <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの</p>
5209	綿織物（綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が1平方メートルにつき 200 グラムを超えるものに限る。）	<p>糸からの製造</p> <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの</p>

JUSTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5210	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染 又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5211	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染 又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5212	その他の綿織物	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染 又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの

第53類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	(略)

第54類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5401	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	以下の材料からの製造： - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
		<p>- 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの</p> <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5402	<p>合成繊維の長繊維の糸（67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p>	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5403	<p>再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p>	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5404	合成繊維の単繊維（67 デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5405	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（67 デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5406	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p>

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
		漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと
5407	合成繊維の長繊維の糸の織物（第54.04項の材料の繊維を含む。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5408	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第54.05項の材料の織物を含む。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの

第55類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

類注：サーモプリントは、原産性を付与するためには転写紙の捺染を伴うものでなければならない。

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5501	合成繊維の長繊維のトウ	化学材料又は繊維パルプからの製造
5502	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	化学材料又は繊維パルプからの製造
5503	合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	化学材料又は繊維パルプからの製造
5504	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	化学材料又は繊維パルプからの製造
5505	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	化学材料又は繊維パルプからの製造

JUSTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5506	合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	化学材料、繊維パルプ又は第 55.05 項のくずからの製造
5507	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	化学材料、繊維パルプ又は第 55.05 項のくずからの製造
5508	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の 48%を超えないこと</p>
5509	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の 48%を超えないこと</p>

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5510	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5511	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	<p>以下の材料からの製造：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの - グレージシルク又は絹のくず - 化学材料又は繊維パルプ - 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと</p>
5512	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）	<p>糸からの製造</p> <p>又は</p> <p>漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの</p>
5513	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿	<p>糸からの製造</p> <p>又は</p>

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
	のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。）	漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5514	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5515	合成繊維の短繊維のその他の織物	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5516	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの

第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

類注：サーモプリントは、原産性を付与するためには転写紙の捺染を伴うものでなければならない。

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
第56類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	(略)

第57類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

JUSTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
第57類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	(略)

第58類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	(略)

第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
5901	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	漂白していない布からの製造
5902	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	糸からの製造
5903	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02項のものを除く。）	漂白していない布からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5904	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の	漂白していない布、フェルト又は不織布からの製造

JASTPRO 調査研究：非特恵原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
	形状に切つてあるかないかを問わない。）	
5905	紡織用繊維の壁面被覆材	漂白していない布からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染 又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5906	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第59.02項のものを除く。）	漂白したメリヤス編み若しくはクロセ編みの布、 又はその他の漂白していない布からの製造
5907	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。） 及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	漂白していない布からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染 又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
5908	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだものでランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	糸からの製造
5909	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	糸又は繊維からの製造
5910	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルトチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	糸又は繊維からの製造
5911	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）	スプリット項に記載

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
ex 5911 (a)	- フェルト以外のディスク又は指輪を磨くもの	糸からの製造又は第 63.10 項のぼろ若しくはくずからの製造
ex 5911 (b)	- その他	糸又は繊維からの製造

第 60 類 メリヤス編物及びクロセ編物

類に設定されるレジデュアル・ルール：

原産国がプライマリー・ルールの適用によって決定できない場合、物品の原産国は使用された材料のうち価額において最大となる材料の原産国とする。

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
6001	パイル編物（ロングパイル編物及びテリ－編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	スプリット項に記載
ex 6001 (a)	- 捺染し、浸染したもの（白色への浸染を含む。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
ex 6001 (b)	- その他	糸からの製造
6002	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が 30 センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5% 以上のものに限るものとし、第 60.01 項のものを除く。）	スプリット項に記載
ex 6002 (a)	- 捺染し、浸染したもの（白色への浸染を含む。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
ex 6002 (b)	- その他	糸からの製造
6003	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が 30 センチメートル以下のものに限るものとし、第 60.01 項及び第 60.02 項のものを除く。）	スプリット項に記載

JASTPRO 調査研究：非特惠原産地規則（2020年10月）

HS No 2012	品名	プライマリー・ルール
ex 6003 (a)	- 捺染し、浸染したもの（白色への浸染を含む。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染 又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
ex 6003 (b)	- その他	糸からの製造
6004	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が 30 センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5% 以上のものに限るものとし、第 60.01 項のものを除く。）	スプリット項に記載
ex 6004 (a)	- 捺染し、浸染したもの（白色への浸染を含む。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染 又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
ex 6004 (b)	- その他	糸からの製造
6005	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第 60.01 項から第 60.04 項までのものを除く。）	スプリット項に記載
ex 6005 (a)	- 捺染し、浸染したもの（白色への浸染を含む。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染 又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
ex 6005 (b)	- その他	糸からの製造
6006	その他のメリヤス編物及びクロセ編物	スプリット項に記載
ex 6006 (a)	- 捺染し、浸染したもの（白色への浸染を含む。）	糸からの製造 又は 漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染 又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの
ex 6006 (b)	- その他	糸からの製造

【EUの繊維ルールの特徴】

EUの繊維ルールの特徴を挙げると、以下のとおりです。

① 糸の生産

以下の材料からの製造：

- 天然繊維でカード、コム又はその他紡糸用の作業をしていないもの
- グレージシルク又は絹のくず
- 化学材料又は繊維パルプ
- 人造繊維の短繊維、長繊維のトウ又はくずで、カード、コム又はその他の紡糸用の作業をしていないもの

② 布の生産

糸からの製造

③ 捺染又は浸染

糸の場合：漂白していない若しくは予備漂白された糸又は単繊維の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業、撚りかけ若しくは模様付けそのものであるとは認められない作業を伴い、糸を含む非原産材料が物品の工場渡し価額の48%を超えないこと。

布の場合：漂白していない若しくは予備漂白された布の捺染又は浸染で、準備若しくは仕上げ作業を伴うもの

3. 我が国の繊維分野における非特惠原産地

我が国の非特惠原産地規則は、例外事由を除けば、次の関税法施行規則第1条の7（昭和41年大蔵省令第55号）及び関税法基本通達68-3-5（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）がすべての品目に対して一律に適用されます。

第1条の7

令第4条の2第4項第2号（特例申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税定率法（明治43年法律第54号）別表の項が当該物品のすべての原料又は材料（当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。）の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品（一の国又は地域において生産された前条各号に掲げる物品及びこの条に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品）の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。

関税法基本通達 68-3-5（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）

協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、令第4条の2第4項、規則第1

条の6及び規則第1条の7によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による（関係する部分のみを抜粋）。

- (2) 物品の生産が二国以上にわたる場合は、令第4条の2第4項第2号及び規則第1条の7の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらす、新しい特性を与える行為を行った最後の国を原産地とするものとする。
- (4) 規則第1条の7に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。
 - (ニ) 革、糸又は織物類について、染色、着色、シルケット加工、樹脂加工、型押しその他これらに類する加工
 - (ホ) 単糸からの撚ねん糸の製造
 - (ハ) 関税率表の第68.12項又は第70.19項に属する物品について次に掲げる製造
 - i 繊維からの糸の製造
 - ii 糸からの織物の製造
 - iii 繊維、糸又は織物からの衣類その他の製品の製造
- (5) 自国産以外の2種類以上の原料又は材料(以下「原材料」という。)を使用した製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみて、当該製造が規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するときは、当該製造は規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすものとする。

上記規則から導かれる結論として、繊維分野における項変更ルールは、繊維の主要生産工程である①繊維から糸へ、②糸から布への変更に対して原産性を付与します。一律の項変更のみのルール設定では、あまりにも容易な加工に原産性を付与してしまう可能性があることから、ネガティブ・ルールとして「単なる切断」が設定されています。例えば、第11部の注7には、

この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

(a) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品

と規定されていることから、通常の布を長方形・正方形以外の形状（例えば、台形）に切断することで「製品にしたもの」として項変更が生じたとしても、その台形の布が部分品としての特定の形状でなく、単に原産国を変更するための方便であったとすれば、単なる切断として原産性の付与を認めないことがあり得ます。

一方、もう一つの主要生産工程である捺染又は浸染については、HSの構造上、捺染又は浸染をしていない物品と同じ項に分類されることが多いことから、項変更での原産性付与はありません。そのため、関税法基本通達68-3-5(4)(ニ)によって

「糸又は織物類について、染色、着色、シルケット加工、樹脂加工、型押しその他これらに類する加工」を「税関長が指定する加工又は製造」とし、項変更の有無にかかわらず原産性付与行為としています。

基本通達の（5）は、一種のデミニミス規定と考えることができます。2種類以上の非原産材料を使用した製造において、当該非原産材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものがある場合において、重要な構成要素となる非原産材料からみて、当該製造が規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するときは、当該製造は規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすとしています。すなわち、最終製品としての特性を与える非原産材料に焦点を当てて、当該非原産材料が項変更等の規定を満たす場合には、重要でない材料の関税分類変更に関わりなく、原産性を与えるというものです。